

有効に駐車できると認められる特殊な装置を用いる駐車施設の
認定取扱基準

19 新都建建審第14号
平成19年5月25日
平成21年9月25日
令和4年1月25日
(改正) 令和8年6月1日

〈認定基準〉

第1 趣旨

東京都駐車場条例（昭和33年10月1日東京都条例第77号。以下「条例」という。）第17条の5第3項の規定に基づく特殊な装置を用いる駐車施設（以下「機械式駐車施設」という。）の認定にあたり、条例の趣旨を勘案し運用するものとする。

第2 有効に駐車できると認められる機械式駐車施設は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。

駐車場法施行令（昭和32年政令第304号。）第15条に規定する「特殊な装置として国土交通大臣が認定したもの」であること。

第3 障害者用車室とみなすことができる機械式駐車施設の基準（車いす使用者が自由に利用できる構造）は、以下に掲げる要件を満たすものであることとする。

- ① 機械式駐車施設がバリアフリータイプとして社団法人立体駐車場工業会の認定を得たものであり、国土交通大臣の認定に記載する名称と同一のものであること。
- ② 車いす使用者が管理人等の介助がなくても自力で乗降できることであること。
- ③ 段差のない昇降室（自動車を載せる部分は除く）で幅3.5メートル以上の平面が確保されていること。
- ④ 障害者のための駐車施設であることの表示がなされており、敷地への自動車の入口から障害者のための駐車施設までの誘導表示があること。
- ⑤ その他車いす利用者の利便を考慮した設備を設置したものであること。

第4 その他

第3項の規定に基づく認定を受ける際は、別紙チェックシートを提出すること。

附則 本基準は、平成19年5月25日から施行する。

附則 本基準は、平成21年9月25日から施行する。

附則 本基準は、令和4年1月25日から施行する。

附則 本基準は、令和8年6月1日から施行する。

障害者用車室とみなすことができる機械式駐車施設の基準
チェックシート（車いす使用者が自由に利用できる構造）

基準	整備項目等	適否
① 機械式駐車施設がバリアフリータイプとして社団法人立体駐車場工業会の認定を得たものであり、国土交通大臣の認定に記載する名称と同一のものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省の認定書の写しを添付している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 社団法人立体駐車場工業会の認定書の写しを添付している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省の認定書と社団法人立体駐車場工業会の認定書に記載する名称が同一のものであること。 	
② 車いす使用者が管理人等の介助がなくても自力で乗降できることであること。	<ul style="list-style-type: none"> 操作盤の高さが車いす使用者が容易に操作できる位置にある。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の乗降用スペースに1.4m以上の回転スペースがある。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 回転スペースから乗り込み口まで車いすがスムーズに移動できる幅0.9m以上の通路が確保している。 	
③ 段差のない昇降室（自動車を載せる部分は除く。）で幅3.5メートル以上の平面が確保されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 段差のない昇降室である。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 有効幅が3.5m以上ある。 	
④ 障害者のための駐車施設であることの表示がなされており、敷地への自動車の入口から障害者のための駐車施設までの誘導表示があること。	<ul style="list-style-type: none"> 1台以上、自動車を載せる部分には、障害者のための駐車施設であることの表示がある。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 誘導表示を設置している。 	
⑤ その他車いす利用者の利便を考慮した設備を設置したものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 車いす利用者が敷地内外に安全に出入りできるよう、カーブミラーや一時停止線等を設置すること。 	